○国土交通大臣臨時代理解職

同　　齋藤　健

国土交通大臣石井啓一帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上一月十八日）

（外務省北米局長）外務事務官　森　　健良

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房ＴＰＰ等政府対策本部員を免ずる（一月十九日）

官庁発表

官庁事項

中部地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年１月23日

中部地方整備局長　塚原　浩一

１　河川の名称、河川管理施設の名称又は種類及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置
狩野川水系狩野川	右岸堤防	静岡県田方郡函南町塚本字大久保926番９地先から静岡県田方郡函南町肥田字田中久保1084番地４地先まで
狩野川水系大場川	左岸堤防	静岡県田方郡函南町塚本字大久保926番９地先から静岡県田方郡函南町塚本字地持田610番９地先まで

２　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　道路管理者　函南町長　森　　延彦

住所　静岡県田方郡函南町平井717番地の13

３　管理の内容

⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

⑵　路肩に接する法面で、当該路肩から法長１メートルまでの範囲内にあるものについての維持

⑶　原則として道路専用施設に関する災害復旧

４　管理の期間　平成30年１月９日から道路の存続する日まで

九州地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、九州地方整備局及び同局筑後川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年１月23日

九州地方整備局長　増田　博行

１　河川の名称　筑後川水系筑後川

２　廃川敷地等が生じた年月日　平成30年１月23日

３　廃川敷地等の位置　福岡県大川市大字向島字四ノ割2525番11

４　廃川敷地等の種類及び数量　土地302.75平方メートル

通　　運

海事補佐人の登録

海事補佐人の登録を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

平成三十年一月二十三日

海難審判所長　加藤　昌平

登録

登録番号	氏名	登録年月日
二二四五一	永山　哲弘	二九・一〇・四
二二四五二	横山　侑平	〃　・〃　・一一
二二四五三	田関　英紀	〃　・〃　・一六
二二四五四	中町　金次郎	〃　・一一・一三
二二四五五	野平　真記	〃　・〃　・一四
二二四五六	岡　正博	〃　・〃　・二九
二二四五七	岸　聖太郎	〃　・一二・八
二二四五八	前嶋　義大	〃　・〃　・二〇
四九八	中村　耕一郎	〃　・〃　・二六

労　　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、岡山労働局の関係労働者を代表する者木村一郎の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成30年１月23日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の労働者の加入している労働者の団体であって、岡山労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成30年１月31日

４　推薦書及び添付書類提出先　岡山労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、岡山労働局の関係労働者を代表する者秋山正浩の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成30年１月23日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の労働者の加入している労働者の団体であって、岡山労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成30年１月31日

４　推薦書及び添付書類提出先　岡山労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　　告

諸　事　項

隊員の免職処分

第51普通科連隊　１等陸士　上原　隆也

自衛隊法第46条第１項第１号の規定により免職する。

平成30年１月23日

陸上自衛隊第51普通科連隊長

１等陸佐　開　　雅史